

随 意 契 約 理 由 書

- 1 契約の名称 令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
市町村ネットワーク機器等リース延長契約(その2)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 三菱HCキャピタル株式会社
札幌市中央区北2条西4丁目1
- 4 見積金額 月額 199,100円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 契約期間 令和6年4月1日 ~ 令和6年10月31日
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由 本契約は、令和6年3月末で再リース契約が満了となる後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)において、一部の市町村の標準システムの安定的な稼働を確保するため、現在設置しているメディアコンバータ及びルータ等(以下「ネットワーク機器等」という。)について、再度、リース延長を行うものである。
新たなネットワーク機器等については、現在調達中であり、令和6年10月頃に新ネットワーク機器等の市町村設置展開が完了することから、その間、引き続き現在のネットワーク機器等を継続して使用する必要があるため、当該業者から随意契約によりリース延長することとする。